

(栄養教諭用 A) 改正箇所と改正根拠について

(参考資料2)

改正箇所 (赤字斜体二重下線部が改正箇所)

改正根拠

山形県教員指標 栄養教諭用A【栄養教諭の実践に関する資質・能力】 ※○印は、その段階における重点項目

(※) 通知: (参考資料4) 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について (通知) 教諭用A: 教職の実践に関する資質・能力指標

領域	能力	項目	着任時の姿	始発期	成長期	充実期	組織運営期
食に関する指導力	児童生徒理解力	1 児童生徒に対する深い教育愛をもった上で、 生徒指導及び教育相談の意義や原理・理論を理解している。	○				
		2 一人一人の児童生徒と積極的にコミュニケーションを図るとともに、公平かつ受容的・共感的に関わることができる。		○			
		3 不登校やいじめなどの教育課題について理解し、その予防・解決に向けた適切な指導・支援を行うことができる。			○		
	食育推進力	4 栄養教諭の職務と役割を理解し、食育に取り組むことができる。	○				
		5 児童生徒の実態を把握し、食に関する指導における全体計画や年間指導計画の作成に参画することができる。		○			
		6 学校教育目標を踏まえ、学校・家庭・地域の連携による食に関する指導及び全体計画の作成を行うことができる。				○	
		7 食に関する指導体制について評価し、学校、家庭、地域、関係機関との連携により改善を図ることができる。					○
	給食時間における食に関する指導力	8 学校給食の意義を理解し、給食を活用した食に関する指導を行うことができる。	○				
		9 学校給食を教材として活用し、専門的な立場から資料提供や助言等を行い、学級担任と連携し食に関する指導を行うことができる。		○			
		10 地域の食生活や産業等を理解し、郷土料理や地場産物の導入等の工夫をし、関係機関と連携し食に関する指導を行うことができる。				○	
	教科等における食に関する指導力	11 学習指導要領を理解し、食に関する授業・指導を行うことができる。	○				
		12 教科や学級活動のねらいを理解し、学級担任や教科担任等と連携した食に関する授業や指導、資料提供等を行うことができる。		○			
		13 PDCAサイクルを活かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善を行うことができる。				○	
	個別的な相談指導力	14 カウンセリングの基礎的な知識を習得し、栄養教諭が行う個別指導や関係者との連携の在り方について理解することができる。		○			
		15 肥満や痩身、偏食、食物アレルギーを有する児童生徒と保護者に、担任、養護教諭と連携し、栄養管理や指導を行うことができる。				○	
		16 児童生徒や保護者に対する適切な栄養管理や指導を行うための、関係機関との連携体制を構築することができる。				○	
		17 スポーツ栄養など食に関する専門性を高め、児童生徒の実態に即した実践的な指導を行うことができる。					○
学校給食管理力	栄養管理力	18 栄養管理責任者としての役割について理解している。	○				
		19 学校給食実施基準を理解し、適切な食品構成や栄養量に基づいた献立を作成することができる。		○			
		20 教科等と連携させ、学校給食を教材として効果的に活用できるねらいを持った献立を作成することができる。		○			
		21 児童生徒の栄養摂取状況や残食調査等により課題を把握し、食に関する指導や献立作成へ反映させることができる。		○			
		22 自己管理能力を育成したり、食への関心を高めたりする献立を作成することができる。				○	
		23 児童生徒の食に関する知識や学習状況を把握し、教材として活用できるよう献立の工夫や改善を図ることができる。					○
	衛生管理力	24 残食調査や栄養摂取状況等の評価に基づき、改善策を考え実践し、児童生徒の健康状態の改善につなげることができる。					○
		25 学校給食衛生管理責任者としての役割について理解している。	○				
		26 学校給食衛生管理基準に基づき、施設・設備、食品、学校給食調理員の衛生について点検や指導助言を行うことができる。		○			
ICT活用力・情報モラル	ICT活用力	27 給食関係者と連携し、安心・安全な食材の選定や物資管理を行い、諸帳簿の記録等の校務処理を適切に行うことができる。		○			
		28 食中毒や異物混入、食物アレルギー発症防止等の危機管理体制を構築し、対応方策を考えるにつれて、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言を行うことができる。		○			
		29 衛生管理責任者として、校長、所長、養護教諭、学校医・薬剤師、関係機関等と連携し、調理場の運営・改善を行うことができる。				○	
		30 36 学校におけるICT活用の意義と 情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	○				
特別支援教育力	特別支援教育力	31 37 ICT機器の積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力と情報モラルを育成することができる。		○			
		32 38 ICT機器の活用、情報モラル教育を教職員とともに推進し、学校のICT環境の整備活用を進めることができる。				○	
		33 39 情報モラル等に関する情報収集を行い、SNS等の有益性及び危険性を理解し、的確な指導や対策を行うことができる。					○
		34 30 インクルーシブ教育システムの考え方や、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等 を理解している。	○				
		35 31 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・指導を行うことができる。		○			
		36 32 児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援を行うことができる。				○	
37 33 個別の指導計画や個別の教育支援計画の意義を理解して作成し、活用することができる。				○			
38 34 共生社会の実現に向け、専門知識やコーディネート力をもとに、教育的支援を行うことができる。					○		
39 35 地域の関係機関の役割を理解し、連携しながら、学校・家庭・地域での支援を効果的につなぐことができる。						○	

規定		内容	備考
教諭用A	項目1	児童生徒に対する深い教育愛をもった上で、生徒指導及び教育相談の意義や原理・理論を理解している	
通知	別表第二	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言)	
教諭用A	項目37	学校におけるICT活用の意義と情報モラルを正しく理解し、ICT機器の適切な活用ができる。	
教諭用A	項目40	ICT機器の活用、情報モラル教育を同僚とともに推進し、学校のICT環境の活用を進めることができる。	
教諭用A	項目31	インクルーシブ教育システムの考え方や、特別な支援を必要とする児童生徒の特性等を理解している。	